

第 9 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 5 月 10 日（金）

午前 9 時 00 分

会 場：401 会議室

[審議事項]

1 東日本大震災発生に伴う各種健（検）診及び予防接種の自己負担金の免除又は助成について （健康部健康推進課）

東日本大震災により被災した市民の経済的負担を軽減するため、各種健（検）診自己負担金及び予防接種自己負担金を免除又は助成する。

(1) 主な内容

本市が実施している各種健（検）診及び予防接種を以下に該当する者が受信した際には、東日本大震災発生により自己負担金を免除するとともに、避難先の市町村の医療機関等でこれらを受診した際は本市が医師等と契約している委託料の金額を上限として自己負担金を助成する。

ア 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした世帯の者

イ 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の者

ウ 主たる生計維持者の行方が不明である世帯の者

エ 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した世帯の者

オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない世帯の者

カ 原子力災害対策特別措置法の規定による内閣総理大臣の避難又は立退き指示の対象地域並びに原子力災害対策本部長の計画的避難区域及び緊急時非難準備区域の対象となっている者

(2) 今後の予定

ア 石巻市国民健康保険特定健康診査等実施要綱の改正：告示の日から施行

イ 石巻市予防接種費用の助成に関する要綱の制定：告示の日から施行し、平成 23 年 3 月 12 日から適用

[報告事項]

1 地域活性化交付金（きめ細かな交付金）事業の変更について（企画部総合政策課）

東日本大震災に伴い、きめ細かな交付金事業の一部が実施困難となったことから、充当事業を見直した。

(1) 主な内容

東日本大震災に伴い、きめ細かな交付金事業の一部が実施困難となった場合、内閣府では、例外的に事業の変更を認めることとした。

変更後の事業は、災害復興等に充当することも可能であり、本市においても実施困難となった分については、緊急度の高い災害復興事業等に充当事業を見直した。

(2) 今後の予定

平成 24 年 3 月 31 日までにすべての事業を終了する予定。

2 石巻市外国人相談窓口の開設について（企画部市民協働推進課）

石巻市に暮らす外国人のための相談窓口を設置し、市政の情報提供、専門相談機関の紹介等を行い、外国人も安心して暮らせる住みよいまちづくりを進める。

また、東日本大震災に関する被災者相談等も行う。

(1) 主な内容

ア 対応言語・開設曜日・開設時間

対応言語	曜日	時間
中国語	毎週火曜日	午前9時～午後3時15分
タガログ語・英語	毎週水曜日	午前9時～午後3時15分
韓国語	毎週金曜日	午前9時～午後3時15分

イ 開設場所

石巻市役所 市民協働推進課内

(2) 今後の予定

平成23年5月10日から開設

3 予防接種における事故災害補償金額の引下げについて（健康部健康推進課）

石巻市予防接種事故災害補償規則で定める補償額を全国市長会「予防接種事故賠償補償保険」で定める保険金額と同額に改正する。

(1) 主な内容

		現 行	改 正 後
ア	死亡補償金	42,800,000円	42,700,000円
イ	障害の場合	(ア) 1級	42,800,000円
		(イ) 2級	28,499,000円
		(ウ) 3級	21,756,000円
			21,706,000円

(2) 今後の予定

石巻市予防接種事故災害補償規則の改正：平成23年4月1日施行

4 石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（福祉部福祉総務課）

東日本大震災により、世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯について、生計の立て直しのための資金貸付を行う。

なお、貸付条件が次のとおり改正される。

(1) 主な内容

ア 対象となる世帯

(ア) 被災当時、石巻市内に住所を有していた世帯

(イ) 世帯主が1か月以上の負傷を負った世帯又は家財等に大きな被害があった世帯

※ 世帯の人数により所得制限あり

イ 貸付限度額

けがの程度、損害の種類・程度により貸付限度額が変わる。（150万円～350万円）

ウ 貸付条件

(ア) 利 率 連帯保証人ありの場合 無利子

連帯保証人なしの場合 年1.5%

(イ) 償還期間 13年（据置期間を含む。）

(ウ) 据置期間 6年（世帯主の死亡や住居が前回など特別の事情がある場合は8年）

(エ) 償還方法 年賦（元利均等償還・繰上償還可）

(2) 今後の予定

平成23年5月11日より災害援護資金貸付受付開始

5 重点分野雇用創造事業の拡充等に係る石巻市への配分について（産業部商工観光課）

東日本大震災の影響により、県内の雇用失業情勢は沿岸部を中心に一段と厳しい状況が見込まれており、既に重点分野雇用創造事業の要件が緩和されているが、平成23年度国の第1次補正予算の成立に伴い、石巻市への配分額が県から示されたもの。

(1) 主な内容

国の第1次補正予算成立に伴う本市への配分額（目安）1,727,256千円 [ア]

うち平成23年度実施分 1,381,806千円 [ア×80%]

(2) 今後の予定

平成23年6月から実施する直接雇用事業

5月16日（月）までに産業部へ事業計画書を提出

5月20日（金）～25日（水）臨時職員募集（予定）

6 平成23年度下水道事業受益者負担金（分担金）の賦課年度延期について（建設部下水道課）

東日本大震災により北上川流域東部下水道施設を始め、管路等が広範囲にわたり被害を受けていると予想される。現在、その被災状況を調査中であり、不完全な施設の使用開放を避けるとともに被災者の経済的負担を軽減するため、平成23年度新規賦課分を1年間延期して平成24年度に賦課する。

(1) 主な内容

これまで下水道工事の完成した区域については、供用開始し下水道に接続しているが、東日本大震災の影響を受け、昨年10月に供用開始した区域と今年3月31日に供用開始予定だった区域については、被災状況を調査中で、使用可能かは不明確なため、受益者負担金（分担金）の新規賦課を1年間延期する。

(2) 今後の予定

市報6月号に掲載し、周知する。

[その他]

1 配備体制の変更について（総務部）

3月11日の発災以来3号配備体制となっているが、5月12日から2号配備体制とする。

(1) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、月曜日と木曜日の週2回とし、午後6時から開催する。

(2) 部長等会議

部長等会議は、災害対策本部会議当日（月曜日と木曜日）の午後5時から開催する。

(3) その他

風水害に対する配備体制は、震災以前と同様である。

2 東日本大震災関係予算概要について（総務部）

3月11日の震災に伴い、平成22年度に2回（3月25日・31日）、平成23年度に3回（4月1日・25日、5月2日）の専決処分を行い、東日本大震災関係予算は、計41,796,000千円の補正額となった。

3 災害救助法に係る基準額について（産業部）

災害救助法に基づく基準額が引き上げられる。（3月11日に遡及適用）

(1) 炊き出し、その他食料の供与 1人/日1,010円 ⇒ 1人/日1,500円

(2) 避難所設置経費 1人/日 300円 ⇒ 1人/日1,000円

4 応急仮設住宅へ入居する世帯への対応について（産業部）

(1) 町内会に対する食料配給停止の方針

電気、ガス、水道の3つのライフラインが回復し、周辺商業環境が一定程度回復した地区に

存する町内会については、代表者の了承を得た後に1週間前に事前周知を行ったうえで配給を停止する。

(2) 応急仮設住宅に入居する世帯に対する対応方針

ア 応急仮設住宅については、電気、ガス、水道のライフラインは確保されている。

イ 地域の物流（周辺商業環境）が確保されている場合は、食料配給は行わない。ただし、応急仮設住宅に入居する際は、当面の食料・物資として、1DKにあつては米5kg、2DKにあつては米10kg、3DKにあつては米15kg及び毛布などの当面の生活用品を提供する。

（生活用品の種類、数量については、要望を聴きながら支援物資の範囲で市が決定する。）

ウ 地域の物流（周辺商業環境）が確保されていないと判断される仮設住宅については、生協（コープ）からの共同購入や地元を含めた民間事業者による当該地区への巡回小売が行われるよう生協及び食品関連業界に働きかける。（みやぎ生協に打診中）

5 アマゾンジャパン(株)が実施している支援活動について（産業部）

アマゾンジャパン(株)が実施している支援活動は、避難所毎に被災者が求める多種・小ロットの物資をリアルタイムにサイトに掲載し、3,000万人の方々が支援物資（寄付品）として購入の上、迅速に避難所などに届けるものである

今後は、これらを活用していくものとする。

以上